



JAPAN P&I NEWS

組合員各位

関西国際空港 — 荒天時の航行制限の運用開始

日本の海上保安庁は、2019年1月31日より、関西国際空港周辺海域において荒天時の航行制限の運用を開始すると発表しましたので、以下のとおりご案内します。

1. 開始日時

2019年1月31日

2. 対象海域・期間

荒天時に関西国際空港（関空島）から3マイル（約5.5キロメートル）の範囲において、暴風警報等の予測情報を勘案した期間、原則として船舶の航行を制限

3. 対象船舶

船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず制限海域を航行するものとして海上保安庁長官が認めた船舶等以外の船舶

4. 罰則

3月以下の懲役または30万円以下の罰金

以上

添付資料：海上保安庁通知「関西国際空港周辺海域における荒天時の航行制限の運用開始」